

敦賀市中池見湿地保全活用協議会
令和元年度第四回会議 議事要旨 (R2. 3. 18 開催)

1. 前回議事録（議事要旨）の確認

特段、意見は無かった。

2. 条例制定の報告

[まとめ]

- 施設の設置及び管理条例について、12月議会に上程し、確定した条例の内容が事務局から報告された。条例は4月より施行される旨、事務局より報告された。
- 会長より、施設利用申請については、これまでの運営ノウハウを参考に、市民が利用しやすい施設運営につながる方法を市で検討していただきたい旨、まとめられた。

[協議会構成員意見]

①施設利用申請への質問

- ・ 利用申し込みがある際駐車場の利用予定等はどうするのか。この様式では書けない(会員)。
←事務局説明：表面の様式は統一様式であり、裏面・別紙等への追記ができるよう検討する。
- ・ 施設の利用申請はどのようにするのか？ 冬期の場合はどうするのか(会員)。
←事務局説明：施設利用申請はふれあいの里で受け付ける。冬期は市役所となる。
なお、各種様式は、Web上からダウンロードいただけるよう準備する。
- ・ 施設の利用申請はPDF送付ではだめか。押印は必要か。都度の書類提出は面倒(会員)。
←事務局説明：市内の他の施設利用と同様に、書面での提出が必要。押印も必要。

②施設利用料についての意見

- ・ 使用料は前納か？ 銀行振込でもよいのか。学校団体にも利用料の支払を求めるのか(会員)。
←事務局説明：前納、所定納付書による指定金融機関からの払い込みが原則である。学校団体は減免措置が可能(利用申請は必要)。

3. 施設運営について

[まとめ]

- 令和2年度の施設運営について、事務局より資料説明があった。スロープカーは4月より通年停止、ワークスペースの新設、許可を得て産物利用や物販等が可能など説明された。
- 追加の資料として配布された中池見愛好会実施アンケートの説明として、(会員)より内容説明と自信の見解が述べられた。
- 会長より、ビジターセンターの展示物等について、市として具体的な取り扱いを示すようまとめられた。

[協議会構成員意見]

- ・ 前回会議で示された運営イメージとどこが違うのか？ コピー・ファックス機は、料金負担で使用可能とするなどの意見があったがどうなったのか？（会員）。
 - ←事務局説明：ご意見を持ち帰って検討した結果を説明させていただいた。
- ・ 自然環境保全やその啓発活動については、使用料等を配慮すべきだ。
 - ←事務局説明：市内の他の施設との統一的な考えから利用料徴収をゼロにはできない。
- ・ ふれあいの里は公民館ではないので、同じ基準で決めることには違和感がある（会員）。
- ・ ふれあいの里は単なる貸館ではないと思う（会長）
 - ←事務局説明：ビジターセンターは公共施設であり、市内の他の施設と共通の考えを持って管理し、必要に応じて減免の検討をしたい。公民館等でも、公共性のある市民活動は行われており、そのために貸館をしているが、利用者に一定の応益負担はしてもらっている。理解されたい。
- ・ この度の条例は、中池見湿地をより広く市民皆さまが平等に使いやすい施設にしていく、という立場でつくっている。皆さまのご理解をお願いしたい（会員）。
- ・ 水槽自体を常設展示とすれば、市が管理するものになるのではないか？（会員）
 - ←事務局説明：従来の展示物（大阪ガスから譲渡されたもの）は今後も引き継ぎ、中池見湿地の重要性に関わる情報発信として活用する。水槽については市の所有のものもあるが、市としては生体展示は業務範疇外と考える。

4. 各主体の令和元年度活動報告と令和2年度活動計画

- ・ 各主体からの報告があり、概ねが令和元年度と同様の活動計画であることが報告された。

5. その他

無し

6. 今後の予定

- ・ 6～7月頃：令和2年度協議会会議開催予定

※それまでに、展示物等について、展示実施者と個別の相談をする。